令和３年２月２５日

小野薬品健康保険組合
理事長　岡本　裕之

公　　告（令和２－１３号）

組合規約の変更について

掲記の件、組合規約の一部を文言修正しましたので、組合規約第３８条第２項の規程により公告します。

変更箇所

・第１０条（当選人）
・第２１条（会議録の作成）
・第２６条（理事、理事長及び監事の選挙）
・第４０条（職員）
・第４６条（準備金の保有方法）
・第５２条（訪問看護療養費付加金）
・第５３条（家族訪問看護療養費付加金）
・第５９条（家族療養費付加金）
・第６９条（施設の利用等）

以　上

新旧条文対照表

新	旧
第１０条　選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た５分の１以上の得票がなければならない。	第１０条　選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た５分の１以上の得票がなければならない。
第２１条　会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 （１）開会の日時及び場所 （２）議員の定数 （３）出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議案権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名	第２１条　会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 （１）開会の日時及び場所 （２）議員の定数 （３）出席した互選議員の氏名、選定議員の氏名、書面及び代理人をもって議案権又は選挙権を行使した議員の氏名、並びに代理を受けた議員の氏名
第２６条　理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。	第２６条　理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。
第４０条　この組合に必要な職員（事務長その他）をおき、理事長がこれを任免する。 ２　前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。	第４０条　この組合に（事務長その他）必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。 ２　前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

新	旧
第４６条　準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前３年度の保険給付に要した費用の１２分の１に相当する額については、第１号又は第２号の方法により保有しなければならない。 （１）郵便貯金 （２）臨時金利調整法（昭和２２年法律第１８１号）第１条第１項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。） （３）公社債投信（外国債の運用を中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。） （４）国債又は地方債 （５）政府保証債又は金融債 （６）担保付社債 （７）抵当証券 （８）コマーシャルペーパー （９）社会保険診療報酬支払基金への委託金 （１０）健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金 （１１）法第１５０条の規定による施設である土地及び建物 ２　介護に係る準備金は、原則として前項第１号、又は第２号の方法によって保有しなければならない。	第４６条　準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前３年度の保険給付に要した費用の１２分の１に相当する額については、第１号又は第２号の方法により保有しなければならない。 （１）銀行への預金若しくは貯金又は郵便貯金 （２）信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法を特定するものを除く。） （３）公社債投信の受益証券の取得（外国債の運用を中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。） （４）国債証券又は地方債証券の取得 （５）特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得 （６）償還及び利子の支払いの遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得 （７）抵当証券の取得 （８）コマーシャルペーパーの取得 （９）社会保険診療報酬支払基金への委託金 （１０）健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金 （１１）組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金 ２　介護に係る準備金は、原則として前項第１号の方法によって保有しなければならない。

新	旧
第５２条　被保険者の疾病又は負傷に関し、法第８８条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護付加金を支給する。 ２　訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書１件について、法第８８条第４項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第１１５条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、２０，０００円を控除して得た額とする。ただし、その額が１，０００円未満のときは支給しない。	第５２条　被保険者の疾病又は負傷に関し、法第８８条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護付加金を支給する。 ２　訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書１件について、法第８８条第４項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第１１５条の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、２０，０００円を控除して得た額とする。ただし、その額が１，０００円未満のときは支給しない。
第５３条　被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第１１１条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。 ２　家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書１件について、法第８８条第４項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額から法第１１１条第２項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第１１５条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から２０，０００円を控除して	第５３条　被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第１１１条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。 ２　家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書１件について、法第８８条第４項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額から法第１１１条第２項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第１１５条の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から２０，０００円を控除して

新	旧
得た額とする。ただし、その額が１，０００円未満のときは支給しない。	得た額とする。ただし、その額が１，０００円未満のときは支給しない。
第５９条　被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第１１０条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。 ２　家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各１件（合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して１件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第１１５条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、２０，０００円を控除して得た額とする。ただし、その額が１，０００円未満のときは支給しない。	第５９条　被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第１１０条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。 ２　家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書各１件について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第１１５条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、２０，０００円を控除して得た額とする。ただし、その額が１，０００円未満のときは支給しない。
第６９条　この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。 ２　この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び額は、組合会の議決を経て別に定める。	第６９条　この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。 ２　この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。

新	旧
附則 　この規約は、令和３年４月１日から施行する。	